

「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価報告書
(平成 29 年度事業)

平成 30 年 1 月

【日立市保健福祉部】

子ども局子育て支援課（旧子ども福祉課）

子ども局子ども施設課

健康づくり推進課

【日立市教育委員会】

生涯学習課

〈 目 次 〉

I 「ひたち子どもプラン 2015」の点検・評価について	1
1 目的	1
2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）	1
3 点検及び評価の基本的な考え方	1
4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）	1
5 点検・評価のスケジュール	2
II 「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価一覧表（平成 28 年度事業）【概要】	4
III 「ひたち子どもプラン 2015」点検・評価一覧表（平成 28 年度事業）【詳細】	
1 教育・保育	
(1) 1 号認定（満 3 歳以上 保育の必要性なし）	6
(2) 2 号認定（満 3 歳以上 保育の必要性あり）	6
(3) 3 号認定（3 歳未満 保育の必要性あり）	6
2 地域子ども・子育て支援事業	
(1) 利用者支援事業	7
(2) 地域子育て支援拠点事業	7
(3) 時間外保育事業	7
(4) 一時預かり事業	7
(5) 病児保育事業（病後児対応型）	8
(6) 妊婦健康診査事業	8
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	8
(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（放課後子ども総合プラン）	8
(9) 養育支援訪問事業	8
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	9
(11) ファミリー・サポート・センター事業	9
3 母子保健事業	
(1) 不妊治療費助成	10
(2) 不育症治療費助成	10
(3) 乳児健康診査 第 1 回（3~6 か月）	10
(4) 乳児健康診査 第 2 回（9~11 か月）	10
(5) 1 歳 6 か月児健康診査	10
(6) 3 歳児健康診査	10
(7) B C G	10
(8) 麻しん風しん（1 期）	10
(9) 幼児健康診査等事後指導教室（のびっこくらぶ）	10
(10) 幼児健康診査等事後相談（のびのび相談）	10
(11) 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	10
(12) 妊婦訪問	11
(13) 幼児訪問	11
(14) いのちの教育 小学校	11
(15) いのちの教育 中学校	11
(16) ライフプラン教育 高等学校	11
(17) 食育推進事業	11
(18) 歯と口の健康教育	11
(19) がん予防・生活習慣病予防教育	11
4 その他の意見	12

I 「ひたち子どももプラン2015」の点検・評価について

1 目的

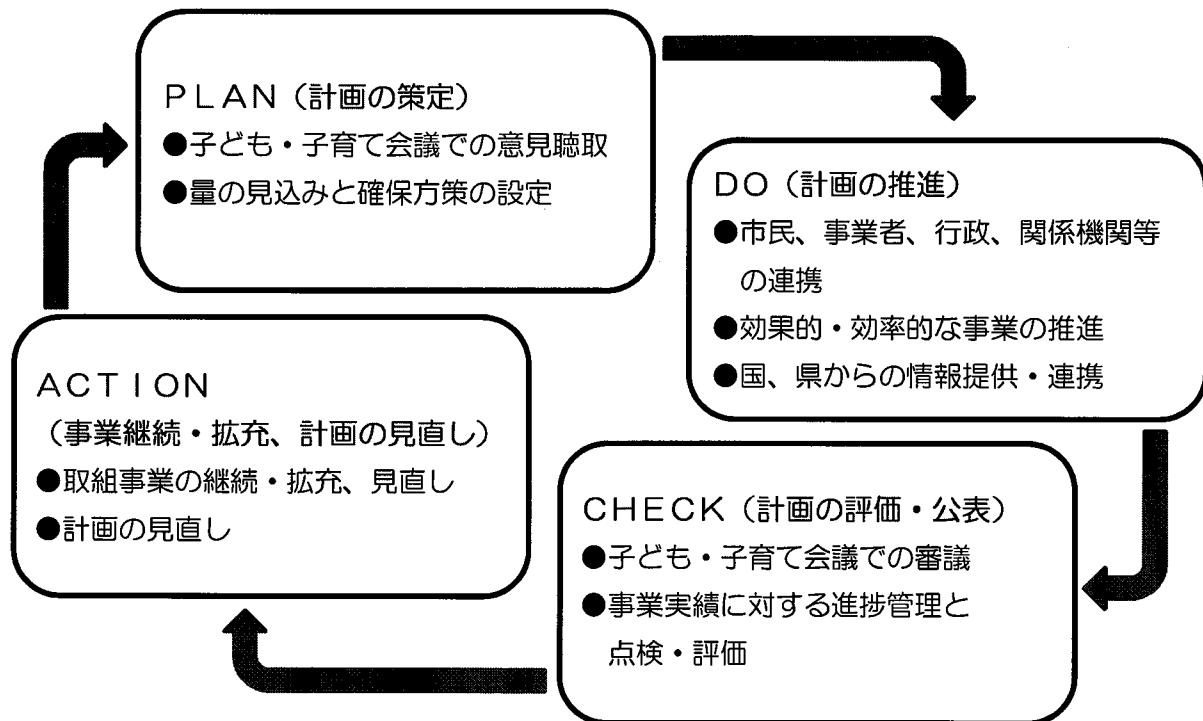
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、P D C Aサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的に開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる「教育・保育等の量の見込みと確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をする。

- A : 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況にあった)
- B : 対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況にあった)
- C : 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況にあった)
- D : 対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況にあった)

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

- S : 計画以上に進んでいる(計画値に対する実績が100%を超えてる)
- A : 計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績85%以上100%以下)
- B : ほぼ計画どおりに進んでいる(計画値に対する実績70%以上85%未満)
- C : 計画より若干遅れている(計画値に対する実績50%以上70%未満)
- D : 大幅に遅れている(計画値に対する実績50%未満)

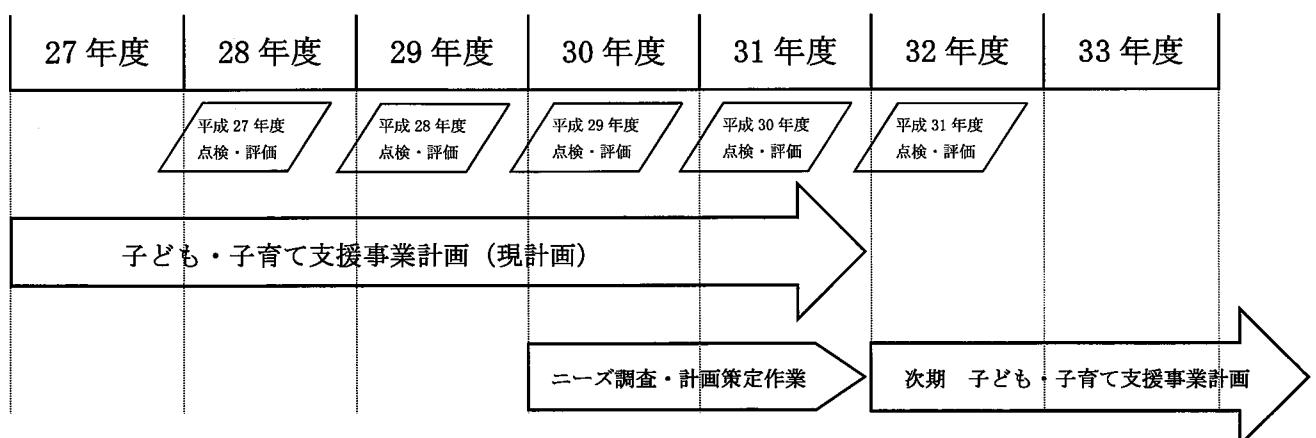
(3) 子ども・子育て会議委員からの御意見

(1) 及び(2)の各事業担当課による自己評価に対する各委員から御意見をいただく。(会議資料として、委員からの主な御意見を評価シートに併記する。)

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年(平成29年度)を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

5 点検・評価のスケジュール



【参考】計画策定にかかる国の方針（※）

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

ひたち子どもプラン2015点検・評価一覧表（平成29年度事業）【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

A	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況)
B	対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況)
C	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況)
D	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況)
※	ひたち子どもプランにおいて年度ごとの目標を立てない事業のため、評価は行わなかった。

1 教育・保育事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	(幼稚園等を利用する方)満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。	子ども施設課	A
(2)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A
(3)	3号認定 (3歳未満 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A

2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援交付金対象事業）

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	利用者支援事業	幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業	子ども福祉課 健康づくり推進課	A
(2)	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業	子ども福祉課 子ども施設課 健康づくり推進課	A
(3)	時間外保育事業 (※延長保育事業)	保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業	子ども施設課	A
(4)	一時預かり事業【一般型】 (一時保育、預かり保育)	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	子ども福祉課 子ども施設課	A
	一時預かり事業【幼稚園型】 (一時保育、預かり保育)	家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業	子ども施設課	A
(5)	病児保育事業(病後児対応型)	病気または病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	子ども福祉課 子ども施設課	A
(6)	妊娠健康診査事業	妊娠の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊娠に対する健康診査を実施する事業	健康づくり推進課	A
(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	健康づくり推進課	A
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業	子ども福祉課	A
	放課後児童健全育成事業 (放課後子ども総合プラン事業)	全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業	教育委員会生涯学習課	※
(9)	養育支援訪問事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業	子ども福祉課	A
(10)	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	子ども福祉課	A
(11)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	子ども福祉課	A

3 母子保健事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	不妊治療費助成	特定不妊治療(体外受精、顎微授精)に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(2)	不育症治療費助成	保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(3)	乳児健康診査 第1回(3~6か月)	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3~6か月)、後期(生後9~11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。	健康づくり推進課	A
(4)	乳児健康診査 第2回(9~11か月)	健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(5)	1歳6か月児健康診査	医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(6)	3歳児健康診査	重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(7)	BCG	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(8)	麻しん風しん(1期)	小集団の中での遊びやふれあいを通して、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。	健康づくり推進課	A
(9)	幼児健康診査等事後指導教室(のびっこくらぶ)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。	健康づくり推進課	A
(10)	幼児健康診査等事後相談(のびのび相談)	小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。	健康づくり推進課	A
(11)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	健康づくり推進課	A
(12)	妊娠訪問	思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	A
(13)	幼児訪問	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。	健康づくり推進課	A
(14)	いのちの教育 小学校	市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。	健康づくり推進課	A
(15)	いのちの教育 中学校	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A
(16)	ライフプラン教育 高等学校	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A
(17)	食育推進事業	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A
(18)	歯と口の健康教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A
(19)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A

「ひたち子どもプラン2015」点検・評価一覧表（平成29年度）

1 教育・保育

〈自己評価について〉上段：実績に対する評価
下段：計画値に対する評価

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	内訳	H31年度計画値	平成29年度						委員意見
							計画値		実績		自己評価	自己評価の特記事項	
第5章 教育・保育等の 「量の見込み」 と「確保方策」 計画書P66~	(1)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	1号は、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要性がないときに認定する。なお、保護者の就労等で保育の必要性があっても、幼稚園や認定こども園の入園を希望する(2号認定教育ニーズ)ときにおいても認定する。	子ども施設課			1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	A (100%)
3~5歳 学校教育のみ (※1)	幼稚園希望者 (※1)	3~5歳 幼稚園希望者 (※1)	幼稚園希望者 (※1)										
量 ① (人)	2,075	241	2,177	253	2,008	-							
利用者数 (人)	-	-	-	-	2,008	-							
保育園・幼稚園・認定子ども園	2,246	2,246	2,213										
確認を受けない幼稚園(※2)	340	340	300										
地域型保育事業	-	-	-										
確保方策の合計②	2,586	2,586	2,513										
②-① (人)	270	156	505										
(2)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	2号は、保育園や認定こども園を利用する際に、満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課				2号認定	2号認定	2号認定				A (98.3%)
3~5歳保育の必要あり	3~5歳保育の必要あり	3~5歳保育の必要あり											
量 ① (人)	1,325	1,393	1,424										
利用者数 (人)	-	-	1,400										
保育園・幼稚園・認定子ども園	1,393	1,393	1,284										
確認を受けない幼稚園(※2)	-	-	-										
地域型保育事業	-	-	-										
確保方策の合計②	1,393	1,393	1,284										
②-① (人)	68	0	△ 140										
(3)	3号認定 (3歳未満 保育の必要性あり)	3号は、3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課				3号認定	3号認定	3号認定				A (89.5%)
0歳 保育の 必要あり	1~2歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1~2歳 保育の 必要あり										
量 ① (人)	267	700	279	740	249	853							
利用者数 (人)	-	-	-	-	186	800							
保育園・幼稚園・認定子ども園	273	708	273	708	235	674							
確認を受けない幼稚園(※2)	-	-	-	-	-	-							
地域型保育事業	6	32	6	32	-	-							
確保方策の合計②	279	740	279	740	235	674							
②-① (人)	12	40	0	0	△ 14	△ 179							

〈自己評価について〉

- ひたち子どもプラン2015で定めた目標値(=計画値)については、平成25年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて、国が示した算出シートを用いて算出した数値である。
- 日立市の人口が見込みより減少していることや利用希望が過多であったため、実際に利用する人数と離れた数値もある。
- このため、自己評価に当たっては、実績と計画値との2つの評価を行った。
実績：実数や利用希望者に対してサービス提供の体制が整っていたのかなど
計画値：数値目標に対する実績数値等(利用者の数や施設の数など)
- 実績の評価
評価の考え方は下表のとおりである。

(※1) 2号認定者の中、「幼稚園希望者」については、確保方策の算出に当たり1号認定に含めています。

(※2) 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行しない(新制度の対象としての確認を受けない申出を行う)幼稚園です。



区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	平成29年度				委員意見
						計画値	実績	自己評価		
第5章 教育・保育等の 「量の見込み」 と「確保方策」 計画書P77~	(1)	利用者支援事業	子育て家庭が、幼稚園・保育園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業です。 【類型】 ・「基本型」：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行う。利用者支援と地域連携の2つの柱で構成している。 ・「母子保健型」：保健センターで実施。保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期の相談に応じ支援を行うとともに、支援プランの策定なども行う。 ・「特定型」：市の窓口で実施。保育サービス等に関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行う。 〈確保内容〉 平成31年度末までに、市役所及び4区域に1か所ずつの整備を目指す	子ども福祉課	【設置か所数】 5か所	4か所	3か所	A B (75.0%)	〈実績〉 市役所（子ども福祉課・子ども施設課）窓口（特定型）と子どもセンター（基本型）の2か所に加えて、保健センターの母子保健型を開始した。専門の相談員を配置し、妊娠期からの相談支援、教育・保育や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を進めた。 〈計画値〉 計画では4か所設置を目標としていた。3か所の設置にとどまつたが、新たに母子保健型を開始し、子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」の開設につながった。（平成29年4月1日に開設）	・本庁以外の地域にも整備してほしい。 ・核家族の中で、子育てに不安や悩みを抱える母親が多い。そのような中で相談に応じて支援をしてもらったり、支援プランを策定してもらったりすることは母親にとって大変有効なことと考える。また、日立市子育て支援に関するアンケートの結果からも子育てに関する情報を得たいと思っている母親が多いことが伺える。しかし、保育サービスや子育て支援に関する情報は知られていない現状であるので、情報提供が必要であると考える。 以上のことから、31年度までには計画値の5カ所設置を目指していただきたい。 ・次期プラン策定において、母親が子育てに対してどのようなことが不安であるのか、どのようなことを悩んでいるのか等を調査し、それに対する対策をぜひご検討いただきたい。 ・日立市で子育てを始めようという方にとって、とても心強い事業だと思う。どれも本庁にあるので、北部、南部にもあるともっと気軽に相談しやすいのではないか。南部にも待望の図書館ができるので、図書館の一部や支所の一部に週に1回でもそのような場所があったらいいなと思う。
(2)	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容としては、①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報提供 ④子育てや子育て支援に関する講習等を実施します。 〈平成29年度の実施場所〉 子福：子どもセンター、子どもすぐそくセンター、十王交流センター、南部図書館 子施：幼児施設15か所（うち公立1）	子ども福祉課 子ども施設課 健康づくり推進課	【実施回数】 7,183回／月	6,382回／月	7,102回／月	A	〈実績〉 各施設とも利用希望者は、ほぼすべて利用できている。 〈計画値〉 ・保健センターが利用者支援事業に移行し、実施箇所数が1か所減ったが、利用回数は大幅に増えている。子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを共有できる場として定着している。 ・子どもセンター等の公共施設4か所、公立認定こども園1か所、私立保育園6か所、私立認定こども園8か所の計19か所が設置されている。		
(3)	時間外保育事業	・保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業です。 〈確保内容〉 平成31年度末までに、すべての保育園及び認定こども園での実施を予定	子ども施設課	【実施か所数】 26か所	26か所	26か所	A A (100%)	〈実績・計画値〉 保育短時間認定（最大8時間まで利用可能）の者が、本人の申出等により標準時間認定（最大11時間まで利用可能）に切り替えることで、時間外保育を利用せずに通常の保育時間内に利用している場合もあるため、見込みに比べて利用者数が少なくなっている。	・事業のグローバル化の進展に伴い、日本以外の国、地域との仕事も発生している。当然にして、時差のある国、地域とのTIV会議等も増加してきていることから、時間外保育の柔軟な運用についても検討の余地はあると考える。	
(4)	一時預かり事業	【一般型】 ・保護者の用事や育児疲れ、リフレッシュ等のため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。 〈確保内容〉 平成31年度末までに、保育園等20か所で実施を予定 〈平成29年度の実施場所〉 公私立保育園、私立認定こども園、子どもすぐそくセンター、日照養徳園	子ども福祉課 子ども施設課	【実施か所数】 20か所	20か所	17か所	A A (85%)	〈実績〉 実施園については、ほぼすべて利用できている。 〈計画値〉 ・【子ども福祉課：すぐそくセンター等での利用】 実施か所数は計画通り（2施設）であった。利用者数は見込みより2割ほど少ないが、待機とはなっていない状況から、育児疲れの解消やリフレッシュを想定した利用が、拠点事業等の利用により補われているとも考えられる。 ・【子ども施設課：幼児施設での利用】評価B 一時預かりについては、私立保育園7園、私立認定こども園5園、公立保育園3園で実施している。	・きょうだい（乳幼児と児童）で利用できる事業にすることはできないか。きょうだいで利用すると事業が異なるため、利用者は分かれにくく利用を控えてしまう。他の事業でも連携を図り「小1の壁」に対処しているとあるが、利用者側からは壁があるように見える。 【幼稚園型】 ・評価はCだが、計画値が高すぎだと思う。実績はAで利用者はカバーできており、身近に整備されていることで安心感がある。飛び込んで支援してもらえる安心感がバックにあると頑張れると思う。 ・ぜひ、二園以外の公立幼稚園でも実施してほしい。利用できると便利なので、計画人数と実績に開きのある1号認定の利用者も増えると思う。 ・達成率61.3%との報告である。適正配置の状況等を踏まえて検討すること。計画値の修正等、無理のない形で実施の継続をお願いしたい。（先生の負担増にならないように）	
		【幼稚園型】 保護者の用事やリフレッシュ等で、家庭において保育が一時的にできない幼稚園又は認定こども園の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。 〈確保内容〉 平成31年度末までに、幼稚園等31か所で実施を予定 〈実施場所〉 公私立幼稚園、公私立認定こども園	子ども施設課	【実施か所数】 31か所	31か所	16か所	A C (51.6%)	〈実績〉 実施園については、ほぼすべて利用できている。 〈計画値〉 数値は、市から支出している施設数を計上しており、県の私学助成の補助を活用している事業者を含めると19か所となり、達成率は61.3%となる。 公立幼稚園については、12か所中2か所の実施であり、今後の実施については、適正配置の状況等を踏まえての検討が必要である。	・公立幼稚園在園児の保護者間で頻繁に取り上げられる話題のひとつ。園選びの重要なポイントとなり、一時預かりを実施していない園への入園数減少の大きな要因の一つであると思う。一時預かりを利用することが出来れば働きたい！自分の時間をアレンジフレッシュしたい！！という声が多数ある。 ・前回よりも計画値が上がったので評価がBからCへ下がっている。自己評価でも「公立の適正配置を踏まえて検討が必要」とあるように計画値の見直しが必要だと思う。	

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	平成29年度					委員意見	
						計画値	実績	自己評価				
	(5)	病児保育事業 (病後児対応型)	保護者の就労などにより保育を必要とする子どもが病気または病気回復期にあるため集団保育ができないときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。 【その他の類型】 ・病児対応型　・体調不良児対応型　・非施設型（訪問型） 〈確保内容〉平成31年度末までに、全区域での実施を目指す	子ども福祉課 子ども施設課	【実施か所数】 6か所	病後児対応型 5か所 (私立保育園・認定 こども園・すくすく・ NPO)	病後児対応型 6か所 (私立保育園・認定 こども園・すくすく・ NPO)	A S (120%)	〈実績・計画値〉 平成28年4月に、新たに民間施設「さくらんぼキッズルーム」が開所したことにより、合計5か所の設置及びファミリー・サポート・センターによる相互援助活動により確保した。病後児対応型については、平成31年度の目標値（6か所、全区域で設置）を達成した。今後は、病児対応型の実施に向けた検討が必要である。	・病後児対応は、体制が整っていて利用しやすい。 ・病児対応は、病院内か病院併設の保育室で預かれるよう検討してほしい。その一方で、子どもが病気の際は、気兼ねなく休みが取れる職場環境、子育てに理解のある職場環境の整備が必要だと思うので、企業に呼びかけ理解をしてもらうことも必要。		
	(6)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。 〈実施体制〉県医師会・県外医療機関との委託契約により実施	健康づくり推進課	【受診者数】 1,188人	1,244人	1,102人	A A (88.5%)	〈実績〉 平成29年の妊婦健康診査受診券の交付者に対する妊婦健診査の受診率は96.1%で、受診券を交付したほぼ全ての妊婦の健診査を行った。 〈計画値〉 量の見込み量はニーズ調査によらず、出生数を勘案して受診者の数を算出し、健診回数は1人当たりの平均受診回数（12回）を受診者数に乗じて算出している。受診者数及び回数は、里帰り出産等で県外の医療機関で受診した場合も含まれている。出生数の減少もあり、妊婦健診受診者数は減少している。			
	(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。 〈実施体制〉個人委託助産師及び市保健師・助産師・看護師により実施	健康づくり推進課	【訪問実人数 (対象者数)】 1,069人	1,120人	994人	A A (88.8%)	〈実績〉 平成29年の出生数は、1,006人で、訪問率は、99%と、ほぼすべての乳児世帯への訪問を行った。 〈計画値〉 見込み量はニーズ調査によらず、全戸（訪問率100%）という事業趣旨から、出生数（0歳児推計人口）と同数として算出している。訪問は主に生後2か月から4か月の乳児を対象にしているため、出生数と訪問対象者数には約2か月のずれが生じており、その点を考慮しても、訪問実績は計画どおりに進んでいる。	・我が子が2ヶ月の時、訪問してくれた助産師に子どもの股関節に違和感があることを相談したところ、受診をすすめられた。先天性股関節脱臼の診断がつき、早期に装具による治療をすることが出来、4歳になった現在は問題なく生活している。今後も継続してほしい事業である。		
	(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。 〈確保内容〉公設放課後児童クラブの定員拡大及び民間事業の促進。 ※施設数は、年度当初に受入可能な個所数。複数の教室を利用する場合には部屋ごとにカウントしています。	子ども福祉課	【登録数】 1,329人	1,385人	1,066人	A	〈実績〉 待機児童はない。 〈計画値〉 児童クラブ受入対象児童の学年を、平成27年度から4年生までとしている。また、平成29年度から公設民営の児童クラブの預かり時間の延長（18時30分まで）を全クラブで実施した。（平成29年4月から18時30分まで預かりを可能とした）		・授業についていけない子、そこから自信と意欲が失っていく子の相談を受けることが多くなっている。多すぎる宿題に親子でアップアップしている話も耳にする。仲間との遊びを土台に、学習面のフォローができる放課後児童クラブへの質的転換を図る必要を感じる。	
		放課後児童健全育成事業（放課後子ども総合プラン）	放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業です。本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な整備を推進します。		【実施施設数】 ・放課後子ども教室を全小中学校に整備 ・一体型（児童クラブと子ども教室）を小学校23か所に整備	— ※年度ごとの目標値を設定していない。	1か所		平成28年度は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向け、両者が一緒に活動する共通プログラムの試行に取り組んだ。 平成29年度は、段階的拡充を見据え、遊びや学習、体験や交流活動など幅広い活動を行う場とするための新たなモデル事業として、所管を教育委員会生涯学習課に移し実施した。	・今後2年間で、市内全小中学校に放課後子ども教室整備とは目標が高すぎないか。予算、人員の配置は大丈夫なのか。 ・放課後子ども総合プランは放課後の居場所事業としても、全小学校で実施できるよう体制を少しづつ整えていってほしい。		
	(9)	養育支援訪問事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の懼れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。 〈実施体制〉子ども福祉課・健康づくり推進課保健師・助産師	子ども福祉課	【対象人数】 68人	68人	35人	A C (51.5%)	〈実績〉 該当するケースが少なかったが、体制は整えていた。 〈計画値〉 ・達成率は、実人数のため50%ではあるが、1ケースへの平均訪問回数は6.2回で、定期的に訪問が必要なケースが増えている。 ・子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」の開設に伴い、妊娠期の対応が増えている。妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援となるため、複数回の訪問となり、支援期間が長期化している。 ・養育が難しい家庭に対しての事業であるので、保健師、こども家庭相談員等の複数回の訪問支援は必須で事業内容に合っており評価して良い部分である。	・計画値に対する評価はCだが、どこかが常に気を配っている必要がある事業である。訪問を拒否している人こそ、追っかけをしてほしいと思う。虐待などの防止のためにも、関係課所の連携を望む。 ・計画値に対する評価はCではあるが、該当ケースが少なかったことが理由である。十分対応できる体制が整っていることを評価したい。更に、効果的に活用できる支援をお願いしたい。 ・会議で虐待を受けた子のその後のフォローについて話が出たが、とても重要だと思う。対象の家族と話し合い、解決策を見つけたとしても、解決策を親が実行していかなければ元に戻ってしまうので、しばらく間をあけて様子をうかがうことは必要だと思う。		

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	平成29年度				委員意見
						計画値	実績	自己評価		
	(10)	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となつた場合等に、適切に保護できる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。 〈確保内容〉5施設（乳児院2、児童養護施設3）で実施を予定	子ども福祉課	【利用者人数】 42人 【委託施設数】 5か所	42人 5か所	2人 5か所	A D (4.8%)	〈実績〉 該当するケースが少なかったが、体制は整えていた。 〈計画値〉 ・子育て世帯には、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問のとき、子育て相談の際に必要時、事業内容の説明をしている。 ・本事業以外にも、様々な子育て支援サービスを提案しているので、子育て世帯は自分に合ったほかのサービスを選び、利用している可能性がある。 ・今後も事業担当課は、支援が必要になったケースを迅速に把握しスムーズに本事業を利用できるようにする。	・子育て世帯に内容を説明しているとしても、忘れている方も多いと思う。度々の周知は大切である。地元でないママは頼る人がいないので利用したいのではないか。 ・計画値に対する評価はDであるが、該当ケースが少なかったことが理由である。十分対応できる体制が整っていることを評価したい。更に、効果的に活用できる支援をお願いしたい。
	(11)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行なう者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 〈確保内容〉協力会員による各種支援事業を実施 ・平成28年度会員数 868人 利用会員672人、協力会員194人、両方会員2人	子ども福祉課	【一時預かり】 【小学生の放課後預かり】 4,056人	3,270人	1,224人	A D (37.4%)	〈実績〉 該当するケースが計画値まではいなかったが、体制は整えていた。 〈計画値〉 平成28年度の未就学児の利用は3,330人であり、小学生の1.5倍の利用であった。見込み量は、未就学児のいる保護者に調査した、小学生になった時の利用希望日数を基本として算出したものであるため、小学生になる前に予想していた希望日数と、実際に小学生になってからの必要度とは異なっていた可能性がある。	・計画値の見直しと同時に、委託事業者としては、どうしたら利用しやすいのか、どうしたら利用者増につながるのかを実情を踏まえて考えていきたい。 ・計画値に対する評価はDであるが、該当ケースが少なかったことが理由である。十分対応できる体制が整っていることを評価したい。更に、効果的に活用できる支援をお願いしたい。

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	平成29年度					委員意見					
						計画値	実績	自己評価	自己評価の特記事項							
第6章 母子保健の推進 計画書P90～	(1)	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した費用の一部を助成する。また、不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	【申請実件数(申請延件数)】 実110件(延220件)	実110件(延220件)	92件(130件)	A	〈実績〉すべての利用希望者に対して助成を行った。 〈計画値〉・助成件数の減は、医学的知見を踏まえた国県の助成制度改正に伴い、日立市においても、これまで制限のなかった助成対象年齢を43歳未満とし、通算助成回数も最大で6回までとする等の改正を行ったことの影響とも考えられる。（平成26・27年度移行措置期間・平成28年度全面改正） ・引き続き、助成事業の周知を図る。							
								B (83.6%)								
	(2)	不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の経済的及び精神的負担軽減を図る。保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用から、1回の検査及び治療につき、50,000円を限度とし、年度あたり1回、助成回数の制限なしで助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。		【申請実件数】 10件	10件	3件	A	〈実績〉すべての利用希望者に対して助成を行った。 〈計画値〉・申請・助成件数は、年度によって増減があり、見込みが難しい状況がある。計画は、過去の助成実績から見込んだものであるが、平成29年度は申請が減少した。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。			・申請が少ないと理由に事業がなくなることがないように、助成事業の周知を今後も継続して進めたい。				
								D (30%)								
	(3)	乳児健康診査 第1回(3～6か月)	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を県内の医療機関に委託して行う。		【受診率(%)】 97%	93.0%	97.3%	A	〈実績〉すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 〈計画値〉・国の「健やか親子21」の目標値である。			・健康診査にはほとんどの親子が車で訪れるため、駐車場の確保がしやすい場所での実施と、休日健診を増やしてほしい。				
								S (104.6%)								
	(4)	乳児健康診査 第2回(9～11か月)			【受診率(%)】 80%	77.0%	85.2%	A	・乳児健診未受診者に虐待リスク者が含まれていることが想定されるため、引き続き、未受診者に対する受診勧奨等の強化を図る。			・児童虐待など痛ましい事件が後をたたないので、計画値も実績も100パーセントを目指してほしい。				
								S (110.6%)								
	(5)	1歳6か月児健康診査	幼児初期の健康診査の実施により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。		【受診率(%)】 96%	95.0%	97.6%	A	〈実績〉すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 〈計画値〉・国の「健やか親子21」の目標値である。			・健康診査にはほとんどの親子が車で訪れるため、駐車場の確保がしやすい場所での実施と、休日健診を増やしてほしい。				
								S (102.7%)								
	(6)	3歳児健康診査	幼児期において身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。		【受診率(%)】 94%	94.0%	96.6%	A	・国との「健やか親子21」の目標値である。 ・保育園等と連携し、未受診者訪問を実施する等、引き続き、未受診者の状況把握に努めると共に、日曜日に実施する休日健診への勧奨を強化していく。			・児童虐待など痛ましい事件が後をたたないので、計画値も実績も100パーセントを目指してほしい。				
								S (102.8%)								
	(7)	BCG	重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されているため、生後6か月未満の乳児に接種を行う。		【接種率(%)】 95%	95.0%	100.0%	A	〈実績〉すべての利用希望者が接種できる体制を整えていた。 〈計画値〉			・接種したい日程で接種できない事例が発生している。ワクチンの問題もあると考えているが、できる限り希望日に接種できるよう配慮願いたい。（特に共働き世帯からの希望が多い）				
								S (105.2%)								
	(8)	麻しん風しん(1期)	はしかと風しんを予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。		【接種率(%)】 95%	95.0%	95.8%	A	・引き続き、赤ちゃん訪問や1歳6か月児健康診査時に接種の勧奨を図る。また、接種忘れを防ぐために、予防接種スケジューラーの利用を勧奨していく。							
								S (100.8%)								
	(9)	幼児健康診査等事後指導教室(のびっこくらぶ)	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子と保護者を対象に、小集団の中での遊びやふれあいを通して、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。		【実施回数(回)(延参加者数(人))】 55回(400人)	55回(400人)	66回(432人)	A	〈実績〉すべての利用希望者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉子どもとの関わり方に不安を抱く保護者が多いことから、平成28年度から会場を1会場増やし対応している。							
								S (120%)								
	(10)	幼児健康診査等事後相談(のびのび相談)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。		【実施回数(回)(相談実件数(件))】 22回(113件)	21回(109件)	22回(127件)	A	〈実績〉すべての該当者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉相談者が多いことから平成28年度から2回増やし22回とし対応している。							
								S (104.8%)								
	(11)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	乳幼児の健康診査及び相談、医療機関、訪問等から発見された問題のある子どもに対して、小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。		【実施回数(回)(相談実件数(件))】 6回(24件)	6回(24件)	6回(23件)	A	〈実績〉すべての該当者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉日立保健所にて小児神経科医の診察を受けられる機会である。平成29年度は回数、件数ともに計画通りに実施することができた。引き続き、関係課所、療育機関とも連携をとり、支援をしていく。			・小学校に上がってからの子どもの中には、支援を必要とする子どもが多いと感じる。いつの時期に、このような子どもへの対応を指導するのか疑問に思っている。積極的に関わって、早い段階で保護者への指導が必要だと思う。 障害の早期発見システムは一定整ったものの、「必要により療育につなげる」ということについては、より一層の連携とシステム化と公的責任とを要するを考える。各障害に対応し、つなげていくことができるようにするため、核となる公的責任と役割を担う療育施設（療育センター）の設置を望む。これらは、新たに箱モノを作らなくても、既存のさくらんぼ学級やさくら組に、それなりの役割を果たせる専門家を置くことで、十分対応できるのではないかと考える。				
								A (100%)								

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	H31年度計画値	平成29年度					委員意見
						計画値	実績	自己評価	自己評価の特記事項		
	(12)	妊婦訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。 思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	【延訪問回数(回)】 25回	25回	27回	A S (108%)	〈実績〉すべての該当者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉若年妊婦、精神疾患がある妊婦、社会的背景にリスクがある妊婦等、産科医療機関と連携をとりながら対応する妊婦が増えている。		
	(13)	幼児訪問			【延訪問回数(回)】 210回	210回	178回	A B (84.8%)	〈実績〉すべての該当者に対応できる体制を整えていた。 〈計画値〉継続的に支援を要する育児不安や発達上の問題を抱えている対象者が増えている。		
	(14)	いのちの教育 小学校			【小学校(校)】 25校	25校	25校	A A (100%)	〈実績〉全小学校で実施した。 〈計画値〉全ての公立小学校で実施することができた。(※中里小学校は、隔年で実施しているため1件減っている。)	・子どもだけでなく、親も関わるべき(知っておくべき)内容だと思う。	
	(15)	いのちの教育 中学校			【中学校(校)】 17校	17校	17校	A A (100%)	〈実績〉全中学校で実施した。 〈計画値〉全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で予定通り実施することができた。	・子どもだけでなく、親も関わるべき(知っておくべき)内容だと思う。	
	(16)	ライフプラン教育 高等学校			【高校(校)】 8校	5校	9校	A S (180%)	〈実績〉市内全高校に定時制(別日程で実施)も含め実施した。 〈計画値〉9校から要望があり、ライフプラン教育を実施することができた。	・いのちの教育と同様にとても重要な内容なので、食育推進事業と同じようにPTAや学校にPRをして、全校実施を目指して欲しい。医師会、学校との連携は簡単ではないとは思うが、積極的に取り組んで欲しい事業である。 ・子どもだけでなく、親も関わるべき(知っておくべき)内容だと思う。	
	(17)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。		【実施回数(回)】 10回	10回	12回	A S (120%)	〈実績〉希望があれば実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉小中学校に対して出前講座を実施している。平成29年度は各小中学校とPTAにPRを行い、実施校が増加した。	・いのちの教育と同様にとても重要な内容なので、引き続き、PTAや学校にPRをして、全校実施を目指して欲しい。医師会、学校との連携は簡単ではないとは思うが、積極的に取り組んで欲しい事業である。 ・子どもだけでなく、親も関わるべき(知っておくべき)内容だと思う。	
	(18)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。		【実施回数(回)】 17回	17回	15回	A A (88.2%)	〈実績〉市内の全中学校で実施した。 〈計画値〉全公立中学校に茨城キリスト教学園中学校、日立一高付属中学校を加えた17校で実施することを計画したが、中里中学校、茨城キリスト教学園中学校は1回につき全校生徒を対象としているため3年に1回の実施となっている。	・いのちの教育と同様にとても重要な内容なので、食育推進事業と同じようにPTAや学校にPRをして、全校実施を目指して欲しい。医師会、学校との連携は簡単ではないとは思うが、積極的に取り組んで欲しい事業である。 ・子どもだけでなく、親も関わるべき(知っておくべき)内容だと思う。	
	(19)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。		【実施回数(回)】 10回	6回	1回	A D (16.6%)	〈実績〉希望があれば実施できる体制を整えていた。 〈計画値〉学童期の子どもと保護者等に対して実施している健康教育のうち、がん予防と生活習慣病予防のテーマで実施したものは1回であった。学校、医師会等との連携が必要である。	・各学校で実施している「親子学習会」等で、PTAにも協力していただき、この内容の講座を開催してほしい。 ・将来の生活に関わってくることなので、周知して実施回数を増やしていくってほしい。 ・いのちの教育と同様にとても重要な内容なので、食育推進事業と同じようにPTAや学校にPRをして、全校実施を目指して欲しい。医師会、学校との連携は簡単ではないとは思うが、積極的に取り組んで欲しい事業である。 ・子どもだけでなく、親も関わるべき(知っておくべき)内容だと思う。	

4 その他のご意見

区分	委員意見
その他	<ul style="list-style-type: none">・保健師等の増員について。健康づくり推進課は、多くの事業を行っており、特に子育て支援の始めの重要な部分を担う保健師の働き及び成果は、目を見張るものがある。このような状況において、保健師を含めた専門員の増員について全体で考えていく必要があると思う。・子育て世代包括支援センターについて。個々で受けている相談件数は、想像以上に多いと感じている。気軽に、何でも相談できる体制の充実が必要であると思う。頼りにできるところがあることで、安心感が出て、頑張ることができるのだと思う。地域でも同じことがおきていて、放課後児童クラブ等の保護者や高齢者等の相談ごとが年々増加しており、対応に時間かけている状況にある。